

# 財政援助団体等監査の結果

## 1 監査の期間

令和2年12月4日から令和3年1月29日

## 2 監査の対象

### (1) 対象部課

子ども部 家庭児童支援課

教育委員会事務局 生涯学習課、図書館及び文化財課

### (2) 対象事項

一色町公民館、子育て多世代交流プラザ及び一色学びの館の指定管理者である株式会社エリアプラン西尾の令和元年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

## 3 監査の方法

所管課及び監査対象団体から提出された関係書類に基づき、公の施設の管理が条例及び基本協定等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているか、施設の利用増進が図られているかなどについて審査するとともに、監査対象団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し監査を実施した。

## 4 監査の結果

指定管理業務については、指定管理者の能力を活用しつつ施設の安定経営に努め、地域住民等に対する当該施設サービスの効果及び効率の向上に努めており、施設の目的に沿った管理運営がされていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり一部の事務処理において、改善、是正を要する事項が見受けられた。

今後は、適正な事務執行及び管理がなされるよう十分留意するとともに、担当部課においても事務事業の執行状況についてチェック体制を強化され、改善、是正を要する事項についてはその措置を講じられたい。

### (1) 自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて

・株式会社エリアプラン西尾

(一色町公民館)

自動販売機の電気料について、一色支所との按分計算に含めて算出していたが、市有財産有償貸付契約に基づき、実費相当額について負担されたい。

<市有財産有償貸付契約書第8条>

<西尾市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱第7条>

- ・家庭児童支援課、生涯学習課、図書館及び文化財課  
(一色町公民館、子育て多世代交流プラザ及び一色学びの館)

市有財産有償貸付契約について、3館それぞれ異なる契約書を交わしていたことから、  
今後は統一した条項で構成された契約書とされたい。

＜西尾市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱＞

(2) 備品について

- ・生涯学習課、図書館及び文化財課  
(一色町公民館及び一色学びの館)

基本協定書においてサービス対価により購入することを指示した備品（Ⅱ種備品）に  
ついて、購入当初から財務会計システムに登録がされておらず、必要な事務処理が行わ  
れていないものが散見された。

＜西尾市財産管理規則第5条・第30条＞

(3) 収支報告書について

- ・図書館及び文化財課  
(一色学びの館)

指定管理業務及び自主事業に伴い生じた収支差額について、余剰金として精算するよ  
う指示していたが、次年度以降の指定管理業務等に利用するため、次年度繰越金として  
扱うよう指示されたい。